

瀬戸市スポーツ推進委員に関する規則をここに公布する。

令和6年10月10日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第39号

瀬戸市スポーツ推進委員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（昭和23年法律第78号。以下「法」という。）第32条第2項の規定に基づき、スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 委員は、本市におけるスポーツの推進のため、次の職務を行う。

- (1) 市民に対して、スポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 市民のスポーツ活動の推進のための組織の育成を図ること。
- (3) スポーツの推進のための事業の実施に関し協力すること。
- (4) スポーツに対する市民の関心と理解を深めること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。

2 委員が分担する地域及び事項は、市長が定める。

(委嘱)

第3条 委員は、法第32条第1項に規定する者の中から、市長が委嘱する。

(定数)

第4条 委員の定数は、30人以内とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、同項の期間中においても委員の委嘱を解くことができる。

3 委員は、再任されることができる。

(研修)

第6条 委員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に瀬戸市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則（令和6年瀬戸市教育委員会規則第7号）による廃止前の瀬戸市スポーツ推進委員規則（昭和38年瀬戸市教育委員会規則第1号。以下「旧規則」という。）の規定により委嘱された委員については、第3条の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる者の任期は、旧規則の規定により定めた任期の残任期間と同一の期間とする。